

上川の里 保全と活用の方針



八王子市環境部環境保全課
令和5年2月（改定）

はじめに

上川の里特別緑地保全地区（以下、「上川の里」という。）は、本市に残された良好な里山環境を保全するために平成23年に都市緑地法に基づく特別緑地保全地区に指定し、公有化を進めてきました。

上川の里の整備にあたっては、平成27年に策定した『「上川の里」保全と整備の方針』に基づき、地域の方々と協働で取組を一步ずつ行い、残された自然環境の保全と里山景観や機能回復に努めてきました。

そして、令和2年3月に「八王子しみどりの基本計画」の改定に伴い、緑やオープンスペースが持つ多機能性を活用した地域の課題解決に向け、グリーンインフラの活用推進が重要となったことから、里山の保全と活用を施策方針に設定し、上川の里の活動をリーディングプロジェクトの一つとして位置付けました。

令和2年度には、策定した方針を『「上川の里」保全と活用の方針』へと名称を改め、各活動団体との協定締結や共通の認識で保全活動を進めるために活動のルールを定めるなど、さらなる展開を見据えて基盤の整備を進めてきました。

本市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、令和4年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。また、基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」の基本計画部分が令和4年度に計画期間を終えたことから、令和22年を展望した「長期ビジョン」を策定し、現行の基本構想とあわせて「八王子未来デザイン2040」として新たに取りまとめました。

一方、国では生物多様性の損失を食い止め、回復させる生物多様性保全の取り組みを推進するために、取組の具体策を示すロードマップを2022年4月に公表し、国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上や、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の設定や管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

「八王子未来デザイン2040」では「未来に続く都市づくり」の一環としてみどり施策は重点テーマとして位置づけられており、広大なみどりが残り、市民・事業者・市が一体となって保全に取り組む上川の里は、国の取組及び本市のみどり施策において重要な鍵といっても過言ではありません。

今回の改定では、自然と調和・共生したまちの実現に向けて、地域、事業者、NPO等の多様な参画による取り組みをより充実したものにいくために、『「上川の里」保全と活用の方針』を見直しました。

令和5年2月

- 目次 -

第一部 上川の里の目指す姿

1 目標	1
2 基本活動指針	2
3 方針の位置づけ	
(1) 上位計画	2
(2) 法的な位置づけ	3
4 保全と活用のための取組み	5
5 上川の里の概要	
(1) 立地	6
(2) 地形的な特徴	6
(3) 保全対象面積	6
(4) 保全の経緯	8
6 対象地域とゾーニング	9
7 方針の見直し期間	9

第二部 保全エリアの保全・活用方針

1 現況	12
2 基本方針	12
3 保全エリアの見直し	12

第三部 里山エリアの保全・活用方針

1 現況	13
2 基本方針	
(1) 多様な活動の拡大	14
(2) 循環型保全の推進	14
3 ゾーン別保全活用方針	
(1) 雑木林ゾーン	16
(2) 農地ゾーン	17
(3) セラピーゾーン	18
(4) 水辺ゾーン	18
(5) 多目的ゾーン	19
(6) 中間広場	19

第四部 今後の取組みと課題

1 今後の取組み

- (1) 里山の魅力発信 20
- (2) 企業との連携 20
- (3) NPO 等との連携 20
- (4) 大学やその他の教育機関との連携 20
- (5) 生物調査の検討 21
- (6) 間伐材の利活用の検討 21
- (7) 新たな担い手の発掘 21

2 課題

- (1) 急傾斜地の管理 22
- (2) 上川の里地域内の民有地について 22
- (3) 利用者増への対応 22

3 年度別活動方針 23

参考 上川の里活用イメージ 24

資料 上川の里の生き物 25

第一部 上川の里の目指す姿

～失われつつある里山を次世代に継承する～

里山は、かつて農業や林業などの人々の暮らしと深く結びついた中で守られてきた豊かな環境であり、様々な野生生物が生育する貴重なみどりの拠点として受け継がれてきましたが、生活様式の変化により、現代では人と自然との関りが希薄になり、里山のみどりや文化は失われつつあります。

2021年G7サミットにおいて、2030年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標「30by30」が国家間で約束され、2022年12月に開催されたCOP15において世界目標として取り組んでいくことが採択されました。

地方公共団体は保護地域の拡張や管理の質の向上を行うとともに、適切な管理を進める役割を担っています。

上川の里には里山の豊かな自然が残されており、これは市民共有の財産であるとともに、重要な自然環境資源です。次世代にこの貴重な自然環境を引き継ぐためには、多様な動植物が生息する環境を守るとともに、今後とも良好な里山環境を保全して人と自然が共生できる場にしていく必要があります。

今後、当該地を有効に保全し活用するために、次のような目標と指針を定めます。

1 目標

～多様な活動や活用による里山空間の復活～

上川の里を本市の『里山環境の保全と活用のリーディング地区』として、保全と活用に取り組みます。

(1) 環境保全

農地や樹林地、水場等の多様な自然環境を有する里山環境と、そこで育まれる多様な生態系を保全します。

(2) 資源活用

農作物や木材をはじめとした上川の里の資源を生かした取り組みを推進し、人々の生活に結び付いた里山の在り方について、環境学習等を通じて次世代に継承していくとともに、時代のニーズに合った活用を展開します。

(3) 協働・連携

上川の里を共通の財産として捉え、地域住民や事業者等の多様な主体と連携し、協働による保全・活用に取り組みます。

2 基本活動指針

- 地域住民、事業者や地域で活動する各種団体等、上川の里への来訪者及び八王子市が協力して目標達成のために必要な保全を行います。
- 各種団体や教育機関等と協力して、自然とふれあい里山の仕組みなどを学ぶ体験・学習の場として、現代のニーズと社会情勢にマッチした里山の活用を図ります。
- 自然環境と里山景観を守りつつ上川・川口地域のまちづくりと連携し、近隣の観光、歴史、自然、文化、食等の資源を活用したイベントを開催するなど、地域全体の活性化に繋がるような場として活用していきます。

3 方針の位置づけ

(1) 上位計画

上川の里特別緑地保全地区は以下の計画に位置付けられており、計画の理念や趣旨に従って保全と活用を図っていきます。

ア【緑確保の総合的な方針(東京都・特別区・市町村)】 令和2年7月改定

【確保すべき丘陵地の水準】

平成23年7月に公有地化された上川の里特別緑地保全地区を含む上川の里エリア(74ha)は、確実に保全していく「水準1」に位置付けられています。

水準1

計画期間(令和2年から10年間)内に、緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの

水準2

計画期間内に、法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの

水準3

計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの

イ【八王子未来デザイン2040】(八王子市) 令和5年3月 策定

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第3章 自然と共生した安全で快適な環境

第1節 施策番号36 未来に潤いをもたらすみどりと生物多様性の保全

施策の展開

- 1 みどりの保全・活用
- 2 水辺空間づくり
- 3 生物多様性の保全

ウ【第2次環境基本計画】（八王子市）平成31年3月改定

第4章 基本目標達成のための施策

基本目標Ⅰ 人と自然が共生したまちをつくる

基本施策Ⅰ-1 みどりの多面的機能の活用

みどりを保全することによりみどりの持つ水源かん養、CO₂の吸収、自然災害の防止、景観形成など多面的機能が活かされます。

里山の管理・活用

間伐、下草刈りなどの適正な管理を促進します。

市民・事業者や環境保全団体などと連携して保全に努めます。

環境学習の場として活用します。

エ【八王子しみどりの基本計画】（八王子市）令和2年3月改定

第3章 基本計画

基本方針Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生

1 多様な機能を備えた里山の保全と活用

①上川の里特別緑地保全地区の維持と活用（リーディング・プロジェクト③）

本市の上川町に位置する上川の里特別緑地保全地区（以下、上川の里）は、良好な里山環境が残る市内でも有数の場所です。この環境は景観的要素のほか、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

そのため、多様な機能を将来に継承するとともに、保全や活用の場のモデルとなる先進的な取組を行っていくため、本施策では、上川の里を「保全と活用のシンボル」として位置づけ、様々な手法による良好な里山環境の保全と活用を推進します

（2）法的な位置付け

ア 【都市緑地法（特別緑地保全地区に関する都市計画）】

第十二条 都市計画区域内の緑地で次の各号のいずれかに該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。

一 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの

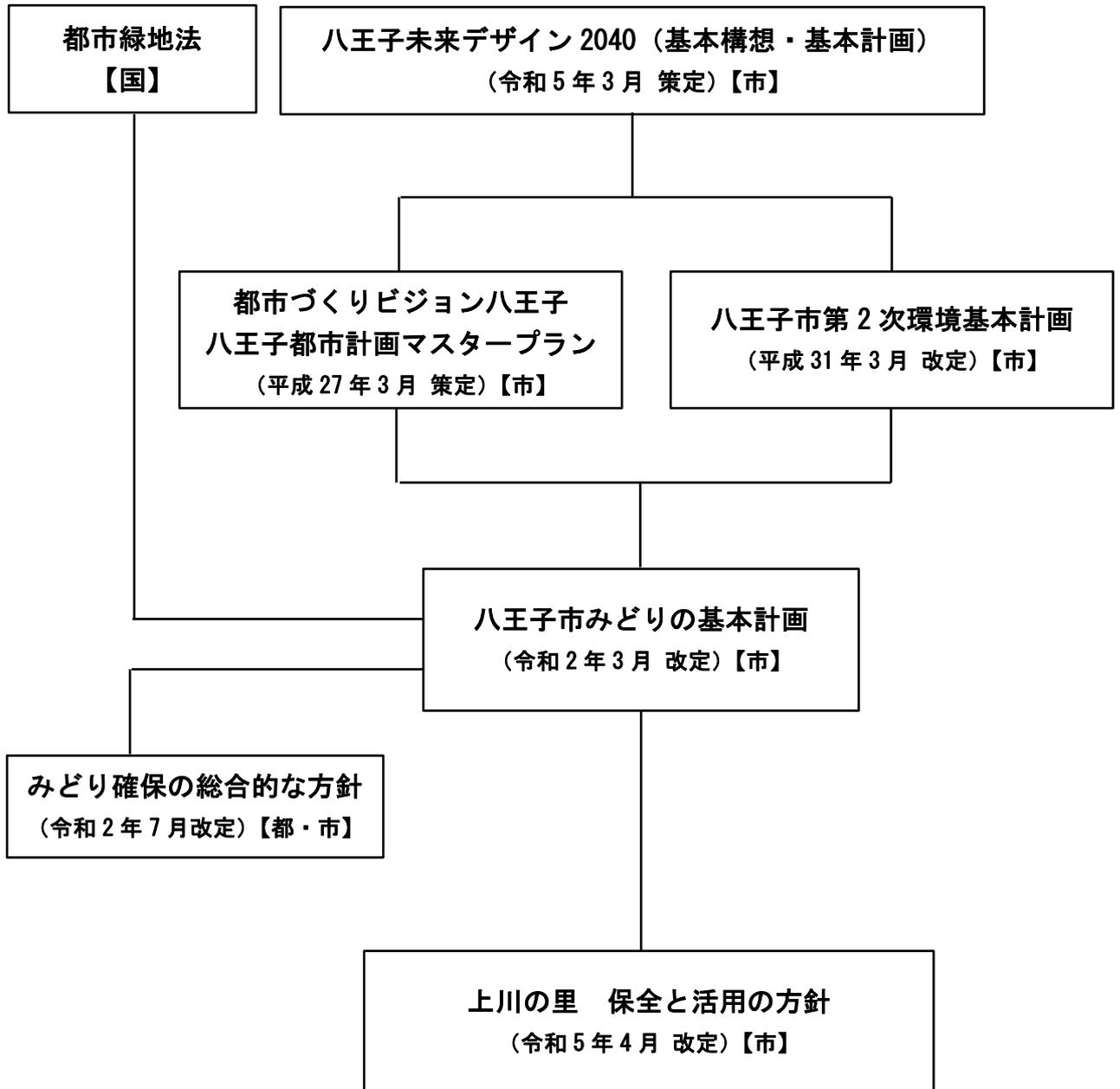
二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

三 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

イ 風致又は景観が優れていること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

上川の里保全と活用の方針の施策上の位置付け



4 保全と活用のための取組み

地域住民や各種団体等、来訪者、八王子市がパートナーとして目標達成のために、それぞれの役割を担います。

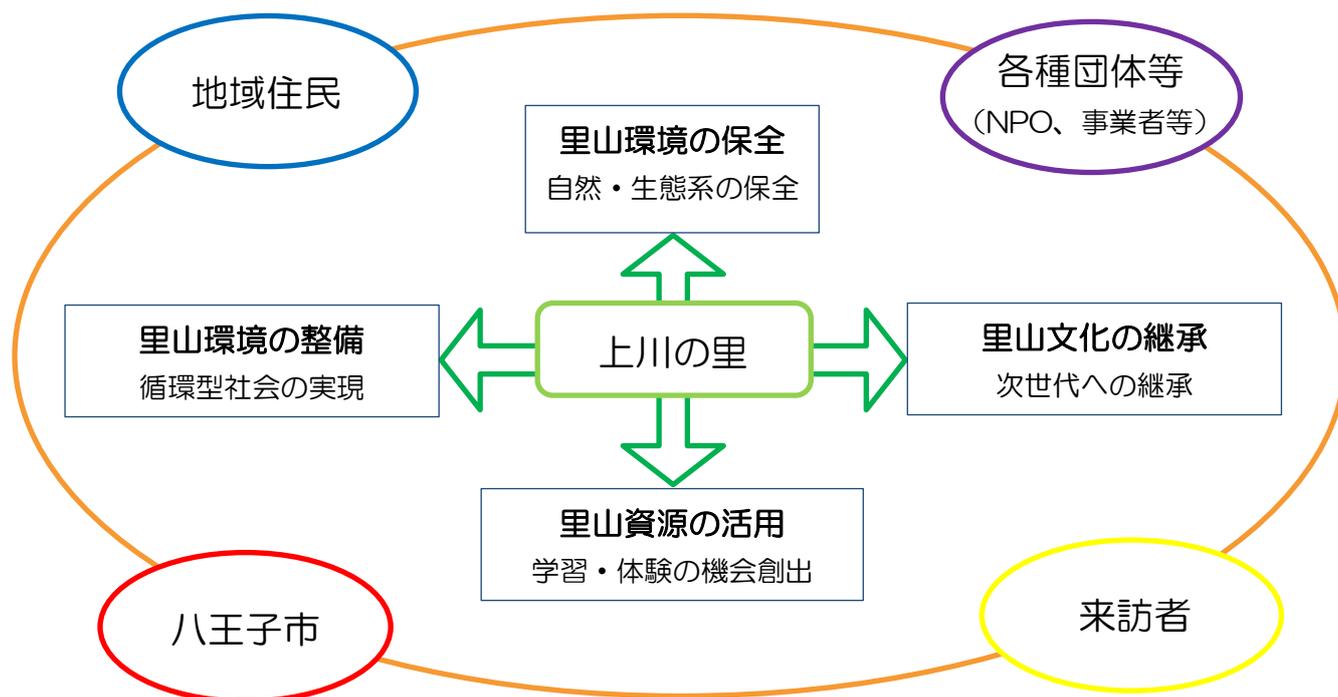
【地域住民】近隣居住者として様々な活用を通じて、上川の里の保全に協力します。

【各種団体等】里山環境の保全や活用のために必要な活動を実施するとともに、人材や資金、ノウハウなど幅広いバックアップを行います。

【来訪者】他地域から訪れ、里山環境とのふれあいや保全活動への参加により地域住民との交流を通じ、地域の活性化や里山環境の保全意識の醸成を図ります。

【八王子市】管理者として、様々な調整や保全活動に必要な環境整備及び地域住民、各種団体等では負担が大きな保全活動を担います。

※ 以下、地域住民、各種団体、来訪者をまとめて、上川の里を利用する人を「利用者」とします。



5 上川の里の概要

(1) 立地 (図1)

上川の里特別緑地保全地区は、八王子市の中心市街地から北西に約10キロ、JR五日市線武蔵増戸駅から南へ約2キロの都立秋川丘陵自然公園内に位置し、今熊山、川口川などに隣接する本地区内には湧水、溪流、旧農業用水路、旧水田、コナラ主体の雑木林、スギ・ヒノキ植林地などが複合的に存在しています。

当該地域は、都道61号山田宮の前線と都道32号八王子五日市線に隣接し、公共交通機関では、京王/JR八王子駅からJR武蔵五日市駅を結ぶバスを利用して約40分、五日市方面からは約20分で到着します。車を利用する場合は、圏央道八王子西ICから約4km、あきる野ICから約6kmとアクセス性に優れています。

周辺には上川口小学校、帝京八王子中学校・高等学校、古社寺等が点在し、丘陵部には竹林、雑木林、スギ・ヒノキ植林地、平地には宅地、農地が多く豊かなみどりに恵まれています。

そのなかでも北沢谷戸地域は良好な谷戸景観を保ち、丘陵部、湿地は絶滅危惧種などを含めた多様な動植物の生息地となっています。

その他上川地区には、今熊神社や金剛の滝、獅子舞など優れた地域資源があり、隣接するあきる野市には都立小峰公園や秋川渓谷などの良好な緑と水の拠点があります。

(2) 地形的な特徴

上川の里特別緑地保全地区は関東山地と加住丘陵の接点に位置し、地域内には小仏層群、関東ローム層など多様な地質・地形条件が見られます。北沢谷戸は周辺部とは分水嶺で区画され集水域を形成し、中央部の低地には水田跡地が広がり、湧水、湿地、水路などが一体となった典型的な谷戸景観を形成しています。

(3) 保全対象面積 (令和5年3月末現在)

- | | |
|-------------------------|---------|
| ・特別緑地保全地区指定面積 (民有地含む) | 50.9 ha |
| ・公有化済み面積 (特別緑地保全地区未指定地) | 3.21 ha |

現在の合計保全対象面積	54.11 ha
(「緑確保の総合的な方針」での位置づけは周辺を含む)	約74 ha

案内図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://www.gsi.go.jp>) を加工して作成

(4) 保全の経緯

- H20.2 産業廃棄物最終処分場建設計画提示
- H21.10 特別緑地保全地区制度を活用し緑地の保全を図ることについて、市で方針決定
- H23.3 建設計画地区を「上川の里特別緑地保全地区」として都市計画決定
- H23.7 第2回市議会定例会の審議、議決に基づき売買契約締結、登記
- H23.9 「上川の里づくり運営委員会」を発足、運営委員会より保全・整備等に関する要望書提出
- H24.7 地元町会と市が中心になり「上川の里緑地保全協議会」設置
- H27.3 「上川の里」保全と整備の方針策定
- H29 上川口小学校による水田耕作が開始
企業 CSR 活動による保全活動が開始
- H30.5 「特定非営利活動法人まちづくり上川」設立
以降、利用者との協働により保全活動を実施
- R2.5 「特定非営利活動法人まちづくり上川」及び「上川町連合町会」より上川の里の保全と活用に係る要望書提出
- R2.9 「上川の里」保全と整備の方針を改定し、「上川の里」保全と活用の方針を策定
八王子市上川の里保全活動協定締結
本田技研工業株式会社
特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所
- R3.5 八王子市上川の里保全活動協定締結
特定非営利活動法人街づくり上川
- R3.7 八王子市上川の里保全活動協定締結
株式会社小城プロデュース
- R4.4 上川の里特別緑地保全地区活動実施要綱施行
上川の里特別緑地保全地区活動手続き要領施行
八王子市上川の里保全活動協定締結
八王子里山農業クラブ
- R4.12 土地売買契約締結
- R5.2 「上川の里」保全と活用の方針改定



6 対象地域とゾーニング（図2、3）

- (1) 上川の里特別緑地保全地区及びその自然形態を一体となって形成する市有地・私有地を含めた地域を本方針の対象とします。
- (2) 対象地区の北部、西部のスギ・ヒノキ植林地を主とした地区を「保全エリア」とします。
- (3) 対象地区の東部の北沢谷戸、上川口小学校北側谷戸及びそれに隣接した地域を「里山エリア」とします。

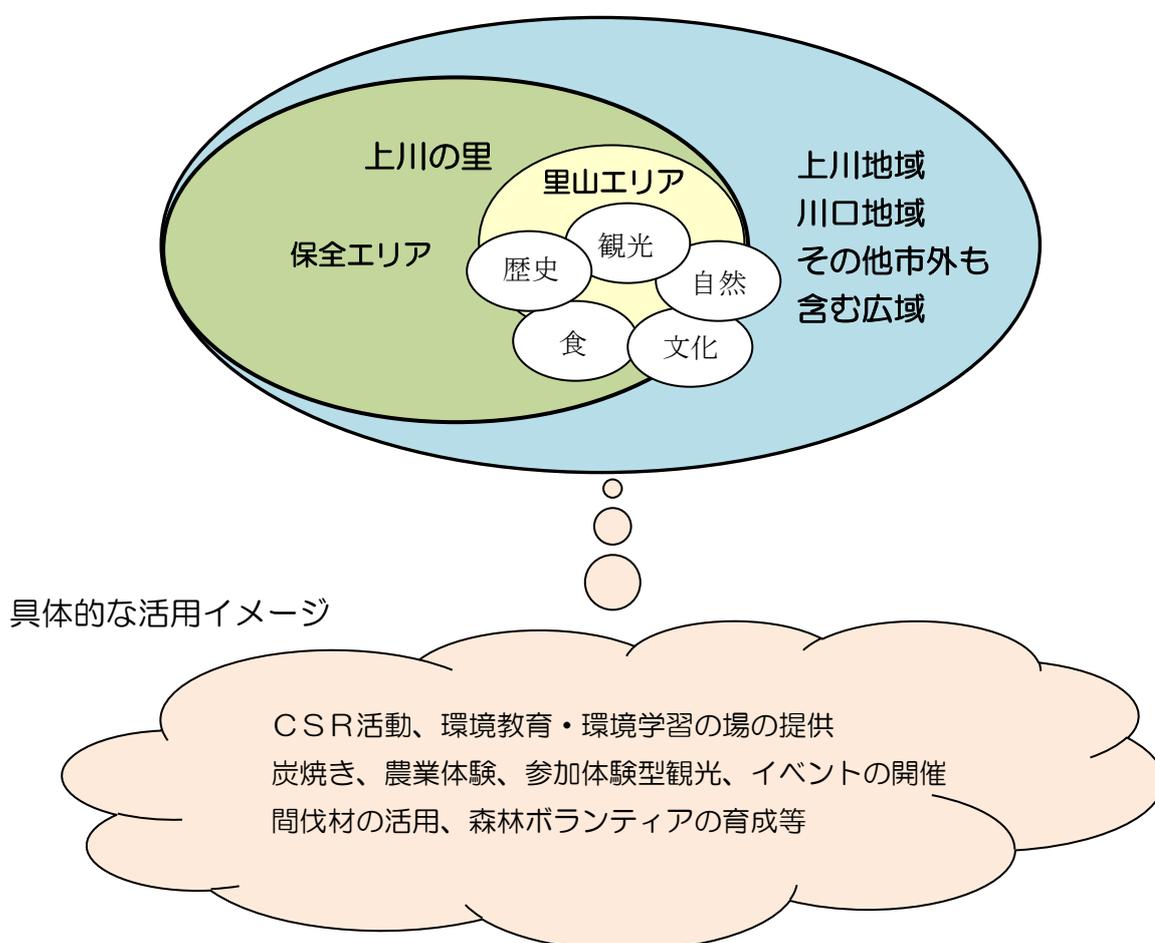
このエリア内は、環境や植生に応じて次の6つのゾーンを設定し、それぞれの実情に合った管理、活用を行っていきます。

ゾーン名称：(1)雑木林 (2)農地 (3)セラピー (4)水辺
(5)多目的 (6)中間広場

7 方針の見直し期間

この方針は進捗状況の確認や情勢の変化に対応するため、5年を目安に見直しを行うこととします。

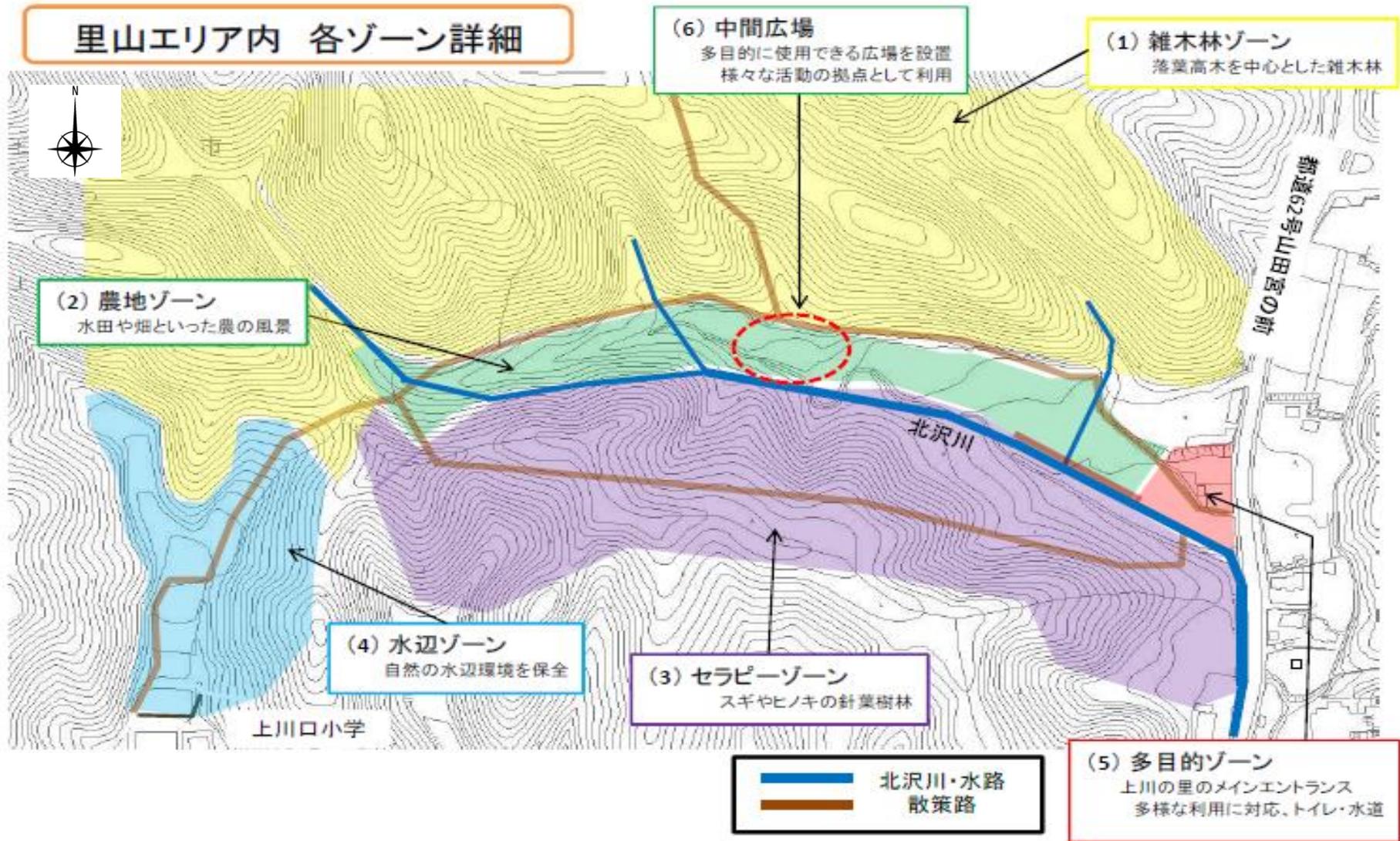
◎保全と活用のイメージ図



対象地域及びエリア区分



— 「上川の里」地域（特別緑地保全地区以外も含む）
- - - 里山エリア



第二部 保全エリアの保全・活用方針

1 現況

上川の里の北部と西部を中心とする保全エリアは、スギやヒノキの植林地が大半を占めており、一部の谷戸で農業が行われていた形跡がありますが、特別緑地保全地区に指定する以前からその大部分では管理が放棄されています。

2 基本方針

森林が有する機能の1つである二酸化炭素吸収機能は、樹木の成長に伴い炭素固定量が減少していきます。保全エリアにあるスギやヒノキは既に成熟しきったものがほとんどで、二酸化炭素の吸収源としての機能はあまり見込めません。

里山エリアのような積極的な活用の推進や整備は行わずに、森林としての機能を発揮させるために必要な樹木の更新やそれに必要な林道整備等を行うほかは、自然の移り変わり（植生遷移）に任せていきます。将来的には林道が地域住民や来訪者の散策路として機能し、活用されることが望めます。

接道部や民地に接している部分については、隣接地に影響が無いように剪定や伐採を適宜行います。

3 保全エリアの見直し

樹林地は二酸化炭素の吸収源としての機能が大きく、その他にも多様な環境機能を有しています。その機能を最大限発揮させるためには、適切な管理が必要不可欠であり、計画的に樹木の伐採や更新等を行う必要があります。

里山エリアにおける保全・活用の拡大や、新たな保全の担い手が現れた場合には、必要に応じてエリアの見直しを行い、良好な里山環境の保全に向けて保全エリアとして活用の場を広げていくことを検討します。



第三部 里山エリアの保全・活用方針

1 現況

里山エリアは、東西に広がる北沢谷戸と上川口小学校北側谷戸の2つの谷戸で構成されています。

(1) 北沢谷戸

大部分を占める北沢谷戸は、東西に連なる丘陵の尾根の間を、西から東に向かって緩やかに下り、少しずつ幅を広げながら開けた谷を形成しています。規模は東西に直線距離で約480m、中央部の幅は、尾根から尾根までで約230mです。

中央部では旧水田が湿地を形成し、上流端から谷戸の出口まで続く水路が湿地の南側を流れ、北側丘陵部からの湧水はこの水路に合流しています。水路は上流では素掘り状の自然河岸、下流では練石積みの二面張りとなっています。

東端部は東京都道61号山田宮の前線に接し、やや乾燥した平坦な広場があり、北側の民有地に接しています。

西端部は細い沢地形となっており、植林されたスギ、ヒノキと落葉広葉樹が混生する森林の中を流れ、谷戸の中央部を流れる水路の源流となっています。

谷戸の北側の丘陵部はあきる野市との分水嶺までつながっています。斜面には湧水点が複数あって谷を横断して北から南に流れる沢を作り、中央部の湿地に流入しています。田んぼを横断する水路へ流れ込む沢は、沢底が岩盤となっています。

谷戸の南側の丘陵尾根の中央部は比較的平坦で、西から東に緩やかに傾斜し、北側の山裾部分で水路に接しています。

(2) 上川口小学校北側谷戸

上川口小学校の裏には南向きの谷戸が形成されており、旧水田がみられ豊富な水量を誇る湿地となっています。この谷戸の最奥は峠を挟んで北沢谷戸の西端部とつながっており、2つの谷戸をつなぐ散策路として小学校や地元住民に利用されています。



2 基本方針

(1) 多様な活用の場

いわゆる「里山」は、昔から人々の手が入ることによって保たれてきたものです。このエリアでは、様々な活用を通じて里山の保全を行います。

雑木林の間伐や、稲作といった昔ながらの利用だけでなく、現代のニーズにあった様々な活用を推進し、新たな里山の魅力を発掘します。

・昔ながらの利用

雑木林の間伐・伐採、落ち葉かき、下草刈り、
水田耕作、炭焼き など

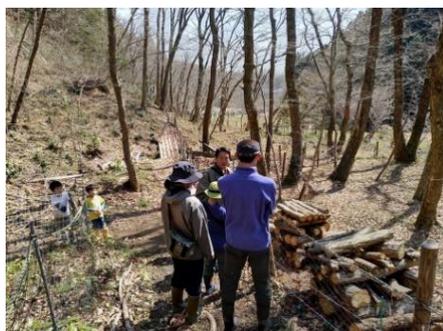
※現代のニーズにあった活用の例

- ①地域の住民が気軽にみどりと触れ合える場
- ②環境教育・環境学習の場
- ③子どもたちがみどりに親しみ、工夫しながら遊べる場
- ④エコツーリズムなど地域の自然環境や文化を体験できるイベントの開催の場
- ⑤企業のCSR、CSV活動の場
- ⑥里山保全活動の技術者を育成する場
- ⑦地元のイベントを開催するなど、地域の住民にとっての憩いの場

(2) 循環型保全の推進

里山は昔から人々の生活に密着しており、そこで産出されたものは余すところなく生活のために利用されていました。

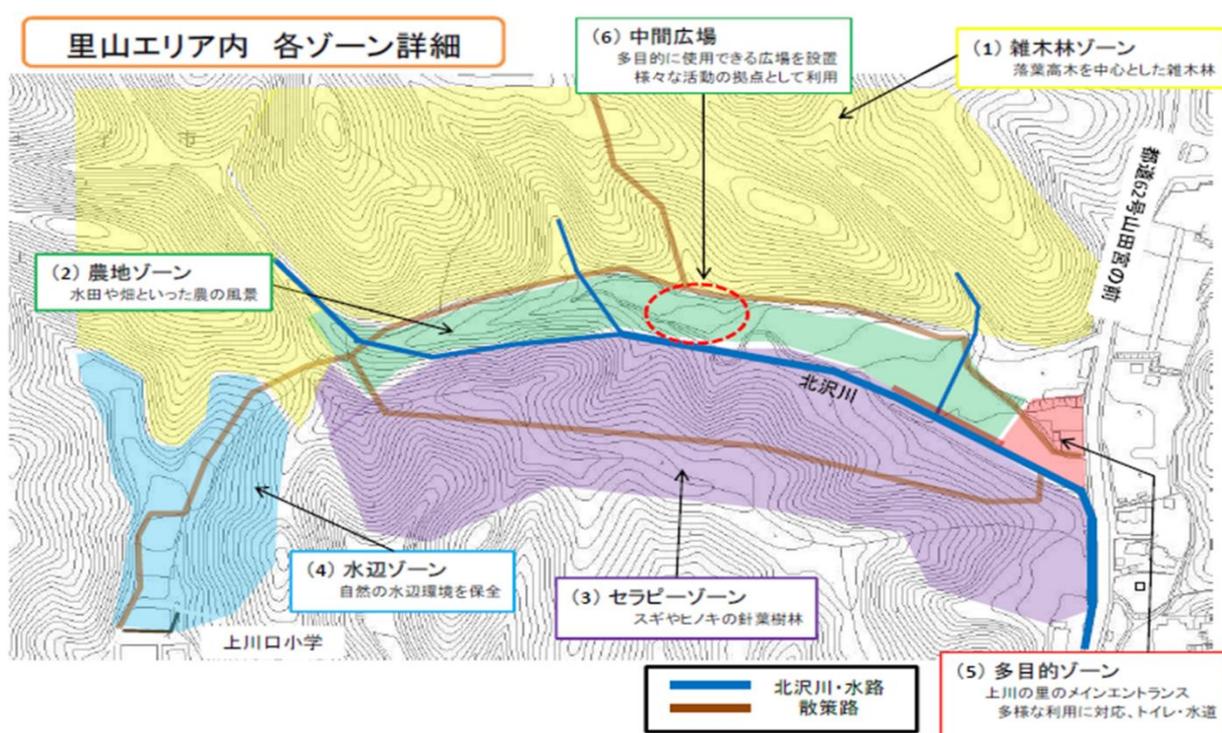
現代では、大半が利用されなくなってしまっているため、これまで人々が里山で行っていた活動や文化を継承するとともに、新たな視点で上川の里や地域で循環していく保全の取り組みを行います。



3 ゾーン別保全活用方針

里山エリア内を、その環境や植生に応じ 次の6つのゾーンを設定し、より実情に合った保全と活用を行っていきます。

- (1) 雑木林ゾーン……北沢谷戸の北側に位置する雑木林
- (2) 農地ゾーン……北沢谷戸の中央に広がる旧水田
- (3) セラピーゾーン……北沢谷戸の南側に位置する丘陵尾根
- (4) 水辺ゾーン……上川口小学校の北側に広がる谷戸
- (5) 多目的ゾーン……北沢谷戸の東側に位置する平坦な広場
- (6) 中間広場……農地ゾーンの中央に設置される広場



※ (P11 図3参照)

(1) 雑木林ゾーン

・現状

雑木林と旧水田の間を通過している斜面中腹の散策路周辺には湧水を源流とする素掘りの水路があり、サワガニ、アカハライモリなどが生息しています。北側の丘陵斜面はアカメガシワ、コナラなどの落葉広葉樹が多く、一部にスギ等の植林があります。丘陵上部にはコナラの巨木があり、そこに至る散策路が整備されています。

雑木林内は、以前より地域のボランティアによる下草刈りが行われており、最近では NPO 団体や企業の CSR 活動などによる間伐や散策路の整備・補修なども行われています。

しかし、現時点では広範囲における整備活動を行うために必要な予算や担い手などが不足していることから、雑木林の将来を見通した全体的な管理方針を見出すことができていないため、作業場所・作業者によって作業内容がまちまちとなっています。間伐材についても、その活用方法が確立しておらず、雑木林内に残置されたままのものが多く見受けられます。

また、隣接する散策路はイノシシやシカなどの動物の通り道にもなっているため、法面が荒らされてしまい崩れている場所や、CSR 活動などで整備された柵やサインも経年劣化によって朽ちてきています。

・目標

地形や活用方法に応じた手法により、高木化した樹木やスギ等の常緑樹を伐採することで、林床に光が差し込む落葉樹を主体とした雑木林の再生を進めていきます。また、ビオトープに流れ込む沢については隣接するスギ林を生かし、良好な景観を創出します。

雑木林（樹木）の保全再生という観点だけでなく、作業のしやすさ・景観・材の活用という視点も取り込み、萌芽更新（皆伐）・間伐（間引き）の使い分けや、伐採木・剪定枝の処理方法、下草刈りの頻度の設定を行っていきます。

散策路については、イノシシやシカの影響により法面崩壊等が見られることから、整備で発生した処理材の活用を検討し、既存部分の維持補修を確実に行うと共に、柵の設置や丸太橋の架け替えなど、利用者の安全に配慮した維持管理を継続します。

休憩施設については、現状ではほとんど設置されていないため、処理した伐採木の丸太を活用したベンチ等の設置や利用者に向けた里山環境の啓発を目的とした説明看板の設置を行います。

間伐材の活用については、現代においては昔の里山のような日常的な燃料としての需要が見込めませんが、上川の里のイベント等の中で炭焼きや調理の燃料として使用するなど、使っていく取り組みを推進します。

(2) 農地ゾーン

・現状

水田跡の湿地のうち、多目的ゾーンに隣接した一帯は地元住民等の協力により復田されており、散策路や部分的に木道が整備されています。復元された水田は、地元小学校や企業 CSR など様々な主体の活動に利用されています。また、水の確保が難しい場所では畑に転用して耕作することで活用しています。

その他の湿地や草地でも定期的な草刈りによって、低木やつる性草本などが排除され、湿性草原の景観が復元されています。それらの湿地はガマ、イグサ、ショウブ、ノハナショウブ、チダケサシ、コケオトギリなどの湿性植物が生育し、旧あぜ道にあたるやや乾燥した場所にはアマナ、センニンソウ、ユウガギク、ノハラアザミなどの草花がみられます。また、多数のトンボ類、バッタ類、カヤネズミ、ヤマアカガエル、トウキョウサンショウウオ、アカハライモリなどの動物も生息しています。湿地内には恒常的にイノシシが侵入しており、各所にぬた場、採餌跡がみられます。

・目標

復元された水田は、上川の里の中心的な景観要素として機能しており、今後も水田として利用を継続し、適正な管理を行います。令和4年度の用地取得に伴い、メインエントランス正面の復田されたエリア内はすべて公有地となったことから、未利用地であった土地についても活用を検討します。

農地の部分については、今後、主に水田や畑として里山環境の復元を進めていきます。しかしながら、水田跡の湿地やカヤネズミの生息場所となっている草地など多様な環境が残されているため、復元にあたっては現在の豊かな生物多様性を損なわないように十分に留意します。また、復元済みの農地についても、定期的な休耕などにより、多様な生物が生息できる環境を保全していきます。

農地ゾーンの復元・利用にあたっては、民有地が残存していることから一体となった管理や活動を進めるために公有化に向けて調整を図ります。

水路については、多様な水生生物が生息する豊かな自然環境となっているため、農業用水としてだけでなく、自然観察イベントや子供が水辺に触れ合える場として利用できるよう、環境の保全と安全な利用ができるように整備を進めます。



(3) セラピーゾーン

- ・現状

間伐などが不十分なために痩せたスギ・ヒノキが密生する植林地ですが、陽の当たる場所では植林の間に乾燥地に適応した植生が見られます。尾根上にはモミの大木や成長の良いヒノキがみられ、地元住民に親しまれています。

スギ・ヒノキがまばらなところでは、常緑樹や落葉高木との混成林となっており、カントウカンアオイなど様々な林床植物をみることができます。

散策路は定期的に維持管理されており、イベント時の散策や地域の学校の課外授業などで利用されています。

一部保安林の指定を受けており、間伐などの整備を行うためには東京都の許認可が必要です。

- ・目標

今後も散策路として活用していくため、樹林地の維持管理を行います。針葉樹の積極的な更新は行わず、現状の樹木を保全しつつ、散策路の安全管理を第一に樹林の管理を行います。

モミの大木などがある開けた場所には、ベンチなどの休憩施設を設置し、利用者が快適に使用できるように整備を進めます。樹木や植物には、名板や案内板などの設置を進め、散策路としての魅力増大に努めます。

また、農地ゾーンの活用により田畑での耕作を行うために必要な日光を確保するために、間伐や剪定を進めます。

(4) 水辺ゾーン

- ・現状

上川口小学校の北側谷戸に位置し、南向き斜面に水田跡の湿地が広がっています。現在は耕作放棄されており、あぜ道であったと思われる通路も崩れぬかるみ、一部通行が困難となっています。各種トンボやホタルなど様々な水辺の生き物やタヌキなどの哺乳類が生息しています。

都道から上川の里に入ることができる入口がありますが、駐車できる場所もなく、利用者向けのエントランスとしては機能しておらず、地元住民や上川口小学校の児童が上川の里を利用する際の散策路として通行しています。

- ・目標

生き物が観察できる空間として保全を進め、湿地の定期的な攪乱などにより、生物多様性を確保するための取り組みを検討します。

また、上川口小学校から農地ゾーンに抜ける散策路を整備し、通行機能を確保します。メインエントランスである多目的ゾーンから見ると一番奥まった場所にあり、水辺ゾーンで折り返す利用者も多いため、休憩施設を設置し利便性を高めます。

(5) 多目的ゾーン

・現状

畑等を造成するために水田に客土された跡と思われる平坦な広場状の土地となっており、上川の里のメインエントランスとして機能しています。植生には特段の特徴はなく、過去に植栽されたサクラやツツジなどがあります。

ベンチテーブルやボランティア用のトイレが設置され、保全活動の際の拠点や訪れた方が里山景観を楽しむなど、多様な形で利用がなされています。

・目標

今後も上川の里のメインエントランスとして利用していくために、東側に隣接する都道からの入口周りの整備を行います。

現在は休憩施設としてベンチテーブルを設置していますが、今後の利用拡大を想定し、各種法規制の中で実現可能な全天候型の休憩所の設置や上川の里を訪れた子供たちが身近に自然と触れ合える施設として、伐採等で生じた発生材を生かしたインセクトホテルなどの設置を検討します。

(6) 中間広場

・現状

中間広場の整備を検討しているエリアはまだ私有地です。過去に田んぼとして耕作されていたため畔等の形も残っていますが、現在はまったく手入れがされていません。そのため、整備にあたっては公有化を進める必要があります。

・目標

土地の公有化に向けて地権者との調整を進め、中間広場の整備に向けた環境を整えます。

今後の農地ゾーンや雑木林ゾーンの利用拡大を考慮して、農地ゾーンの中央付近に多目的に利用できる広場兼休憩所を設置し、農地や雑木林の利用の増進と利便性向上のために、農具小屋やイベント用のかまどなどの施設の設置を進めます。

多様な用途の広場を設置することにより、多くの魅力あるイベントの実施が可能となり、上川の里の利用者の増加が見込めます。

広場へのアクセスについては、雑木林に沿った散策路以外に、既存木道の延長上のルートや物資の搬入が可能なルートの整備を検討します。

第四部 今後の取り組みと課題

1 今後の取り組み

(1) 里山の魅力発信

上川の里を『里山環境の保全と活用のリーディング地区』として、ホームページやSNSなど各種メディアを活用した積極的な情報発信と、エコツーリズムなど地域の自然環境や文化を体験できるイベントを通じ、里山の魅力・保全の意義の周知を図ります。

また、利用者に興味を持ってもらえるよう工夫しながら周知を進めると共に、環境教育・環境学習などを通じて、今の時代にあった新しい形の里山の活用を積極的に提案し、体験してもらえる場とします。

(2) 企業との連携

これまでも企業のCSR活動などが行われており、これからも協力体制を継続します。今後は、中長期にわたる企業との連携を模索します。



(3) NPO等との連携

現在、施設の維持作業やCSR活動の仲介など、様々なNPO等が活動を行っており、今後もNPO等と協力して上川の里の保全を行います。

将来の管理にむけ、各団体との情報共有に努め、官・民の協働による一体となった管理形態の検討を進めます。

(4) 大学やその他の教育機関との連携

大学との連携（研究、教育への活用、学生ボランティア）に向けた働きかけを行います。

地元の上川口小学校が環境学習や食育活動（稲作）などで利用していますが、より広域の学校や保育施設その他団体の環境教育・学習の場として利用してもらうため、働きかけを行います。



(5) 生物調査の検討

上川の里の自然環境の適切な保全と活用を行うために、地域内の動植物等について専門的な調査と定期的なモニタリングの実施を検討します。

大学や専門家との連携、地元住民、各種団体等との協働、環境教育やエコツアーリズム等イベント内で生き物調査の実施など様々な形を模索します。

(6) 間伐材の利活用の検討

樹林地の保全活動により生じる間伐材等の発生材について、里山の保全・活用のサイクル内で現代のニーズに合った、新たな処分方法を検討します。また、炭焼きやシイタケの菌打ち体験など、市民が参加する各種イベントでも積極的に活用することで、里山体験の一助とするとともに新たなニーズの発掘に努めます。

特に保全エリア内で発生した間伐材の利活用については、緑地整備に係る活用以外の方法を検討する必要があります。

【間伐材活用例】

間伐材 ⇒ シイタケ菌打ち体験、炭焼き体験、クラフト体験
スウェーデントーチ

落葉 ⇒ たい肥作り、カブトムシなどの生き物観察

剪定枝葉 ⇒ チップによる散策路整備、そだ柵・カントリーヘッジ など

(7) 新たな担い手の発掘

社会構造や人々の生活の変化、都市部への人口流出や高齢化等により、人の手が入らなくなった里地里山が増えました。人と自然の関係が希薄化することで、自然資源の循環が少なくなり、里地里山の自然環境が変化した結果、里地里山特有の生物多様性が失われるとともに、文化の伝承が途絶えはじめています。

上川の里においても、管理が放棄され荒れた状態から様々な主体による保全活動によって一歩ずつ元来の里山の姿を取り戻しつつあります。

多様な主体の参画を通じて里山の維持・再生が進むだけでなく、里山の価値が再認識されることで、活動への理解や協力、意識醸成が期待されるとともに、地域コミュニティの活性化なども期待されます。今後も継続してこの環境を守り、維持していくために多様な主体を誘致・発掘し、協働で保全に取り組む体制の構築に努めます。

2 課題

(1) 急傾斜地の管理

特別緑地保全地区内に土砂災害の危険が予想される場所があり、適切な管理や散策路の再設定などで考慮が必要です。

(2) 上川の里地域内の民有地について

地域内には民有地が点在しており、今後の保全と活用にあたっては、地権者の理解と協力を得る必要があります。

特に里山エリア内の、農地ゾーン、多目的ゾーン、中間広場内の民有地については、利活用を円滑に進めるため、公有地化を含めた検討を進める必要があります。

(3) 利用者増への対応

今後の整備や、上川の里の魅力の発信により利用者の増加が見込まれます。さらなる増加に備え、多目的ゾーンの拡大や中間広場の設置、エントランス部分の改修とともに、崩れた散策路の整備やサインの修繕などの検討を進める必要があります。



3 年度別活動方針

場所 年度	雑木林ゾーン	農地ゾーン	セラピーゾーン	水辺ゾーン	多目的ゾーン
		中間広場		散策路	水路
令和5年度	随時伐採 施工	公有化検討 地権者交渉	保安林伐採 検討・調整	活用・整備 検討	整備設計
令和6年度		↓ 土地取得 中間広場 整備検討			随時伐採
令和7年度		整備設計	利活用		
令和8年度					
令和9年度		整備施工			

※ 整備や活用の状況を踏まえ、適宜見直しを行います。



上川の里 活用イメージ

多様な活動を通じて、人々が集まり、活用する「現代の里山」を目指します



資料 上川の里の生き物



カヤネズミの巣



フクロウ



ノスリ



ルリビタキ



ナミアゲハ



オオムラサキ



アカハライモリ



ヤマアカガエル



ヤマツツジ



イヌザクラ



コアジサイ



ヤマユリ



センブリ



カントウカンアオイ



ネコノメソウ



ツルアリドオン



アカハナワラビ



ウラジロ



トネアザミ